

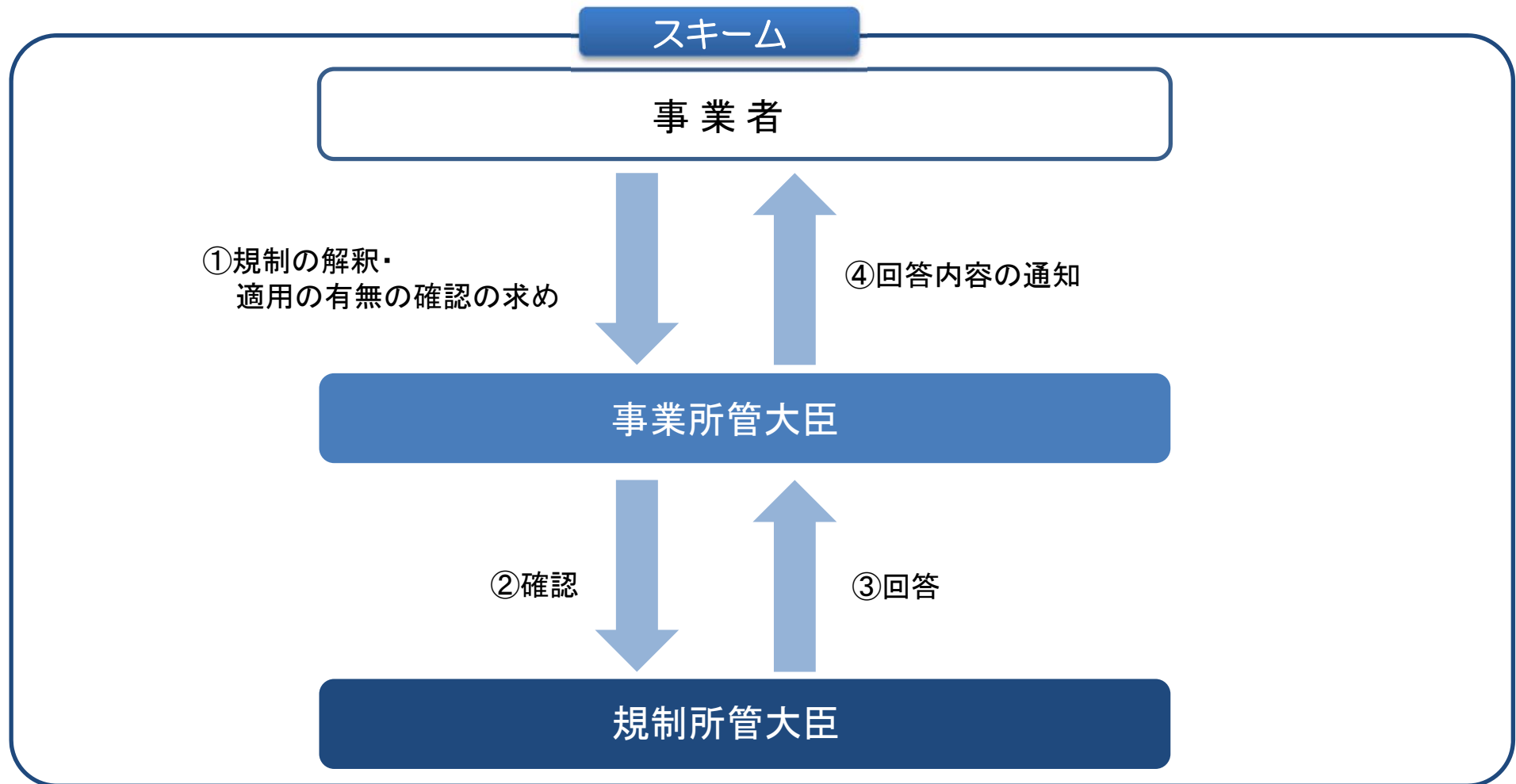
# 經濟產業省提出資料

平成25年9月27日(金)

# グレーゾーン解消制度(通称)の概要

平成25年9月  
経済産業省

- 事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新分野進出等を行い得るよう、産業競争力強化法において、「新事業活動」の計画に即して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認できる制度を創設。
- 公的領域である医療・介護分野との関係が深く、事業者のニーズが大きい分野については、関係省庁が連携し、ガイドラインを策定することにより、適法かつ適正な事業実施につなげる。



## ●概要

- ✓ 健康寿命延伸産業の育成に向けて、民間サービスの品質確保等のための課題や基盤整備について、官民一体となって取組を進めていくための枠組みを整備。
- ✓ このため、産業界や医療機関等が参加する「次世代ヘルスケア産業協議会」を年内を目途に設置。

## ●検討事項(例)

### 1. 供給側の取組

健康増進・予防推進に関する製品・サービスの安全性・品質確保に向けた第三者認証の取組について、ベストプラクティスを収集・整理し、協議会で共有することで、第三者認証の枠組みの確立・普及を図る。

関連規制とのグレーゾーン等にかかる課題・ニーズを収集・把握することを通じて、健康サービス事業者等の事業環境を整備する。

### 2. 需要開拓面での取組

企業や個人の健康投資を促進するための取組に係るベストプラクティスの収集・整理を行い、健康増進に向けた意識喚起や健康経営等の普及を図る。